

## 八戸市飲食関連事業者等支援金 Q & A

R3.10.27 時点版

### 【1 対象者（共通）】

Q 1 支援金の対象となる事業者の範囲を教えてください。
Q 2 大企業はこの支援金の対象となりますか。
Q 3 八戸市内で店舗を構えて事業活動を行っている個人事業者ですが、八戸市民ではありません。申請できますか。
Q 4 市内に複数の事業所（店舗）がある場合、申請は事業所ごとに行うことになりますか。
Q 5 法人で社名変更をした場合は申請できますか。
Q 6 同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、支援金は法人ごとに申請できますか。
Q 7 対象者の特例措置にはどのようなものがありますか。

### 【2 対象者（飲食店）】

Q 8 どのような飲食店が対象になりますか。
Q 8-1 喫茶店の営業許可を受けていますが、対象になりますか。【10/15 追加】
Q 8-2 ケーキ店を経営していますが、支給対象になりますか。【10/27 追加】
Q 9 テイクアウト専門店やデリバリー専門店は対象になりますか。
Q 10 キッチンカー、屋台等は対象になりますか。
Q 11 ホテル、旅館内にある飲食店は対象になりますか。
Q 11-1 飲食店の営業許可を受けて営業しているカラオケボックスや結婚式場は対象になりますか。【10/27 追加】
Q 12 県による営業時間短縮要請の対象区域内に所在する店舗に関し八戸市営業時間短縮要請協力金の支給を受けていますが、時短要請の対象区域外に所在する店舗も併せて経営しています。今回の支援金への申請はできますか。

### 【3 対象者（関連事業者）】

Q 13 飲食店と直接の取引関係にある関連事業者とは、どのような事業者を指しますか。
Q 14 飲食店と直接の取引関係にある関連事業者とは、具体的にどのような業種の事業者ですか。
Q 15 飲食店と直接取引のある製造業者等に原材料等を販売している事業者は対象となりますか。
Q 16 飲食店との反復継続した取引を証する書類として「令和2年9月から令和3年9月までの間に、飲食店との2回の取引が確認できる書類（納品書、領収書等）」

の提出が必要とのことですが、同一店舗との取引である必要がありますか。

Q17 飲食店との取引は事業全体の一部だが、飲食店との取引について一定の割合以上である必要がありますか。

#### 【4 対象者（タクシー事業者）】

Q18 道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業の許可（福祉輸送事業限定）を受け、介護タクシー事業を営んでいます。対象となりますか。

#### 【5 対象者（自動車運転代行業者）】

Q19 自動車運転代行業を営んでいます。対象者の要件を教えてください。

#### 【6 要件】

Q20 売上とは何を指しますか。

Q21 市内だけでなく市外にも店舗や事業所を構えている場合、比較する売上は市内にある店舗や事業所の売上だけですか。

Q22 交付申請書兼請求書中の「減少率」は、小数点以下を切り上げてよいですか。

Q23 新型コロナウイルスの影響で一時的に休業していますが、支援金の対象となりますか。

Q24 第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。

Q24-1 青森県中小企業者等事業継続支援金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。【10/15追加】

Q25 八戸市営業時間短縮要請協力金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。

Q26 令和3年度市施設テナント事業者休業協力金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。

Q26-1 市の要請により市施設内の店舗Aを休業し、令和3年度市施設テナント事業者休業協力金を受給していますが、別に経営する店舗Bについて支援金への申請はできますか。【10/27追加】

#### 【7 申請方法】

Q27 申請方法を教えてください。

Q28 申請は窓口でもできますか。

Q29 申請期間を教えてください。

Q30 いつ給付されますか。

Q31 支援金が給付された際、通帳にはどのように印字されますか。

Q32 申請後、審査結果が通知などで届きますか。

Q33 支援金を現金で受け取ることはできますか。

## 【8 申請書類】

Q34 交付申請書兼請求書に税理士の署名押印があれば、どのような書類を省略できますか。

Q35 「飲食店と直接取引関係にある関連事業者」の場合、会社案内（事業案内）、HP等事業概要が分かる書類の提出が必要とされていますが、これに代替できる書類はありますか。

Q36 売上台帳はどのようなものが必要ですか。

Q37 新型コロナウイルスの影響で一時的に休業しているため、令和3年9月分の売上はありませんが、売上台帳として何を提出すればよいですか。

Q38 確定申告書の控えに收受日付印がない場合や、e-Taxによる申告の場合で受付日時が印字されていない場合、また、受信通知がない場合はどうすればよいですか。

Q39 確定申告書の控え自体がない場合、どうすればよいですか。

Q40 青色申告者で所得税青色申告決算書を税務署に提出していますが、月次の事業収入を記載すべきところ、記載していません。提出書類に変更はあるでしょうか。

Q41 白色申告者の場合、「売上高を比較する年の1月から12月までの期間に係る各月の月間事業収入が分かる売上台帳、帳面等の写し」の提出が必要とされていますが、必ず12か月分の売上台帳等を揃える必要がありますか。

Q42 個人事業者ですが、確定申告の義務がないことから、市・県民税の申告のみを行っています。何を提出すればよいですか。

Q43 市外に本店所在地がある法人ですが、市内に本店所在地がある法人とで提出書類に違いがありますか。

Q44 振込先口座が当座預金である場合、何を提出すればよいですか。

Q45 ネット銀行等のため銀行口座の通帳がない場合はどうすればいいですか。

## 【9 その他】

Q46 支援金は課税となりますか。

Q47 不正受給にはどう対応するのでしょうか。

## 【10 特例措置】

Q48 令和2年10月に創業したため、令和3年9月の売上と比較する令和2年9月の売上が存在しません。支援金の対象となりますか。

Q49 令和2年9月以降に飲食店の経営を始めた個人事業者ですが、新規創業者の特例を受ける場合の提出書類に関し、開業届の写しに替えて営業許可証の写しを提出してもよいでしょうか。

Q50 確定申告で事業収入ではなく、雑所得又は給与所得で申告している個人事業

者ですが、支援金の申請はできますか。
Q51 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した方が申請する場合の特例はありますか。
Q52 事業収入を比較する2つの月の間に法人から個人事業者化した方が申請する場合の特例はありますか。
Q53 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継した方が申請する場合の特例はありますか。
Q54 特定非営利活動法人又は公益法人等が申請する場合の特例はありますか。

◎対象者（共通）

Q 1 支援金の対象となる事業者の範囲を教えてください。

A この支援金の対象者は、市内で事業活動を行う事業者のうち、

- ・市内に事務所又は事業所を有する法人（登記上の本店所在地が市内にあるかどうかは問いません。）
- ・市内に住所を有する個人事業者（市内で事業活動を行う個人事業者のうち、市内に事務所又は事業所を所有し、又は賃借していることを証明できる市外に住所を有する者を含みます。）

のいずれかで、次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 飲食店事業者（八戸市営業時間短縮要請協力金又は令和3年度市施設テナント事業者休業協力金の支給を受けた者を除く。）
- ② 飲食店と直接の取引関係にある関連事業者
- ③ タクシー事業者、自動車運転代行業者

なお、会社以外の法人（一般社団法人、NPO法人、協同組合など）も対象となります。

Q 2 大企業はこの支援金の対象となりますか。

A 対象となります。

Q 3 八戸市内で店舗を構えて事業活動を行っている個人事業者ですが、八戸市民ではありません。申請できますか。

A 市内で事業活動を行う個人事業者のうち、市内に事務所又は事業所を所有し、又は賃借していることを証明できる方は申請可能です。証明書類の例としては、次のとおりです。

【証明書類の例】

①所有物件

建物に係る固定資産税納税通知書（明細）の写し、資産証明書の写し、登記事項証明書の写しなど

②賃借物件

建物に係る賃貸借契約書の写しなど

※飲食店の営業許可証（移動販売や臨時営業の営業許可証は不可）の写しを提出した方は、提出を省略できます。

Q 4 市内に複数の事業所（店舗）がある場合、申請は事業所ごとに行うことになりますか。

A 事業者単位での申請となりますので、法人ごと、または個人事業者ごとに申請書は1つとなり、店舗数や事業所数にかかわらず、1事業者につき20万円となります。

Q 5 法人で社名変更をした場合は申請できますか。

A 社名変更等により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合も、法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし、申請できます。

Q 6 同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、支援金は法人ごとに申請できますか。

A 要件に該当すれば、法人ごとに申請ができます。

Q 7 対象者の特例措置にはどのようなものがありますか。

A 次の場合に特例措置があります。詳細は、10ページ以降を参照ください。

- ・令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間に設立した法人又は開業した個人が申請する場合
- ・主たる収入が業務委託契約等収入である個人事業者が申請する場合
- ・事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した方が申請する場合
- ・事業収入を比較する2つの月の間に法人から個人事業者化した方が申請する場合
- ・事業収入を比較する2つの月の間に事業承継した方が申請する場合
- ・特定非営利活動法人及び公益法人等が申請する場合

#### ◎支給対象者（飲食店）

Q 8 どのような飲食店が対象になりますか。【10/27改訂】

A 食品衛生法の営業許可を受けている飲食店※が市内に所在していれば対象となります。

##### ※飲食店

- ・八戸市営業時間短縮要請協力金の支給を受けた事業者は対象外です。
- ・令和3年度市施設テナント事業者休業協力金の支給を受けた事業者も対象外です。
- ・酒類の提供の有無は問いません。
- ・食品衛生法の営業許可を受けていても、スーパーやコンビニエンスストアその他主に小売を目的とする施設は対象外です。

Q8-1 喫茶店の営業許可を受けていますが、対象になりますか。【10/15 追加】

A 対象になります。

Q8-2 ケーキ店を経営していますが、支給対象になりますか。【10/27 追加】

A 喫茶店の営業許可を受けている場合は、対象になります。

※Q8の回答のとおり、食品衛生法の営業許可を受けていても、スーパーやコンビニエンスストアその他主に小売を目的とする施設は対象外となりますので、製造小売のみを目的とした施設は対象外となります。したがって、「菓子製造」で営業許可を受けているだけでは対象外となりますが、喫茶店の営業許可を併せて受けている場合は対象となります。

Q9 テイクアウト専門店やデリバリー専門店は対象になりますか。【10/27 追記】

A 対象になります。

※テイクアウト専門店やデリバリー専門店とは、「客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供する事業所のうち、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業所」のことをいいます。飲食料品を作り置き、客の求めに応じて販売する事業所は小売業に該当するため、「飲食店」の定義に該当しません。

Q10 キッチンカー、屋台等は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、市外在住の方は、実店舗の所有又は賃借が条件となっていることから、移動販売の営業許可を受けてキッチンカー、屋台等を営業している方は、対象となりません。また、市外在住の方は同様の理由により、臨時営業の営業許可を受けて出店している場合は対象外となります。

Q11 ホテル、旅館内にある飲食店は対象になりますか。

A 対象になります。

Q11-1 飲食店の営業許可を受けて営業しているカラオケボックスや結婚式場は対象になりますか。【10/27 追加】

A 対象になります。

Q12 県による営業時間短縮要請の対象区域内に所在する店舗に関し八戸市営業時間短縮要請協力金の支給を受けていますが、時短要請の対象区域外に所在する店舗も併せて経営しています。今回の支援金への申請はできますか。

A 申請できません。

◎支給対象者（関連事業者）

Q13 飲食店と直接の取引関係にある関連事業者とは、どのような事業者を指しますか。【10/27改訂】

A 飲食店<sup>※1</sup>に対し、反復継続<sup>※2</sup>して商品を販売し、又はサービスを提供してきており、飲食店との直接取引<sup>※3</sup>の関係にある事業者を指します。

※1 飲食店

- ・当該飲食店が青森県による営業時間短縮要請を受けていたかどうかは問いません。
- ・当該飲食店が八戸市営業時間短縮要請協力金や令和3年度市施設テナント事業者休業協力金の支給を受けたかどうかは問いません。
- ・酒類の提供の有無は問いません。
- ・食品衛生法の営業許可を受けていても、スーパーやコンビニエンスストアその他主に小売を目的とする施設は対象外です。

※2 反復継続

- ・令和2年9月から令和3年9月までの間に、複数回（2回以上）の取引があることが必要となります。

※3 直接取引

- ・飲食店との契約に基づき、直接的に、納入、リース、請負等の取引を行っていることが必要となります。

Q14 飲食店と直接の取引関係にある関連事業者とは、具体的にどのような業種の事業者ですか。

A 業種による限定はありませんが、次のような事業者を想定しています。

- ① 飲食店に対し、継続的に次の物品等を納入している事業者  
食材・食品（調理済のものを含む。）、飲料（水、酒類を含む。）、調味料、食用油、おしぼり、割り箸、食器、調理器具等
- ② 飲食店に対し、継続的に次の物品等をリースしている事業者  
冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器、フロアマット等
- ③ 飲食店から継続的に次の業務等を請け負っている事業者  
クリーニング（テーブルクロス、タオル等）、室内の清掃、廃棄物の収集、広告等

Q15 飲食店と直接取引のある製造業者等に原材料等を販売している事業者は対象となりますか。

A 飲食店との関係では間接取引となりますので、対象となりません。



Q16 飲食店との反復継続した取引を証する書類として「令和2年9月から令和3年9月までの間に、飲食店との2回の取引が確認できる書類（納品書、領収書等）」の提出が必要とのことですが、同一店舗との取引である必要がありますか。

A 同一店舗の取引である必要がありますので、同一店舗の納品書、領収書等を提出してください。

Q17 飲食店との取引は事業全体の一部だが、飲食店との取引について一定の割合以上である必要がありますか。

A 特に割合については問いません。

◎支給対象者（タクシー事業者）

Q18 道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業の許可（福祉輸送事業限定）を受け、介護タクシー事業を営んでいますが、対象となりますか。

A 青森県による営業時間短縮要請の影響により、深夜帯の客が減少したことに伴って売上が減少した事業者としてタクシー事業者を対象としています。したがって、時短要請の影響を直接受けない介護タクシーについては、対象となりません。

◎支給対象者（自動車運転代行業者）

Q19 自動車運転代行業を営んでいますが、対象者の要件を教えてください。

A 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づき、青森県公安委員会の認定を受けており、認定上の主たる営業所所在地が「八戸市」であることが必要となります。

◎要件

Q20 売上とは何を指しますか。

A 確定申告書類において「事業収入」として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、給与収入、年金収入、不動産収入等は含みません。

Q21 市内だけでなく市外にも店舗や事業所を構えている場合、比較する売上は市内にある店舗や事業所の売上だけですか。

A 市外の店舗や事業所を含めた事業者全体の売上で比較します。

Q22 交付申請書兼請求書中の「減少率」は、小数点以下を切り上げてよいですか。

A 減少率は、小数点以下切り捨てとなります。「29.99%」のように基準を満たしていない場合、切り上げや四捨五入して「30%」とするようなことはできません。

Q23 新型コロナウイルスの影響で一時的に休業していますが、支援金の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、事業継続の意思があることが前提となりますので、その旨を交付申請書兼請求書の所定の欄で誓約していただきます。

なお、廃業届を保健所に提出した飲食店など、廃業した事業者は対象外となります。

Q24 第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。

A 申請できます。

Q24-1 青森県中小企業者等事業継続支援金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。【10/15追加】

A 申請できます。

Q25 八戸市営業時間短縮要請協力金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。

A 申請できません。

Q26 市の要請により市施設内の店舗Aを休業し、令和3年度市施設テナント事業者休業協力金を受給していますが、今回の支援金への申請はできますか。

【10/27追記】

A 申請できません。

Q26-1 市の要請により市施設内の店舗Aを休業し、令和3年度市施設テナント事業者休業協力金を受給していますが、別に経営する店舗Bについて支援金への申請はできますか。【10/27追加】

A 申請できません。

◎申請方法

Q27 申請方法を教えてください。

- A 交付申請書兼請求書を八戸市ホームページからダウンロードいただくか、次の窓口でお受け取りいただき、必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、八戸市飲食関連事業者等支援金担当あてに郵送ください。

【交付申請書兼請求書 設置場所】

- ・八戸市庁別館 1階特設窓口（出納室向かい）
- ・南郷事務所、市民サービスセンター、地区公民館

【送付先】

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1  
八戸市商工課 飲食関連支援金担当 あて

Q28 申請は窓口でもできますか。

- A 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、郵送での申請にご協力をお願いします。市役所に持参する場合は、八戸市庁別館1階特設窓口（出納室向かい）前に提出ボックスを設置していますので、申請書類一式を封筒に入れ投函してください。

Q29 申請期間を教えてください。

- A 令和3年10月11日（月）から12月17日（金）までです（窓口は17時まで。郵送は当日消印有効）。なお、年内の振込を希望される場合は、令和3年12月10日（金）までに提出ください（必着）。

Q30 いつ給付されますか。

- A 申請後、概ね3週間程度で口座振込を行います。ただし、受付開始直後は申請が殺到することが予想されるため、通常より時間がかかる可能性があります。

Q31 支援金が給付された際、通帳にはどのように印字されますか。

- A 次のとおり印字されます。  
ハチハインソクシエンキ

Q32 申請後、審査結果が通知などで届きますか。

- A 審査完了後、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付いたします。

Q33 支援金を現金で受け取ることはできますか。

- A 口座振込のみとさせていただいております。

◎申請書類

Q34 交付申請書兼請求書に税理士の署名押印があれば、どのような書類を省略できますか。

A 交付申請書兼請求書の証明欄に、売上高を証明する税理士の署名押印がある場合、売上高を確認できる書類（確定申告書、売上台帳等）の提出を省略できます。なお、署名押印は、申告代理を委任している税理士から受けてください。

Q35 「飲食店と直接取引関係にある関連事業者」の場合、会社案内（事業案内）、HP等事業概要が分かる書類の提出が必要とされていますが、これに代替できる書類はありますか。【10/15追記】

A 営業の実態があることを確認するための書類として、会社案内（事業案内）、HP等事業概要が分かる書類の提出を求めるものです。これに代替する書類として、例えば、許可・認可、免許、登録、届け出、証明、認証が必要な業種であれば当該許可証等の写しを、それ以外の場合は、法人であれば履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスによる法人登記情報でも可）の写し、個人事業者であれば個人事業の開業・廃業等届出書の写しをご提出ください。これらの書類の提出が難しい場合は、店舗の内外観の写真などでも代替できますが、それでも難しい場合はご相談ください。

Q36 売上台帳はどのようなものが必要ですか。

A 売上台帳は、経理ソフトから抽出した売上データ、エクセルで作成した売上データ、手書きの売上帳のコピーなどを提出いただけます。基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。

Q37 新型コロナウイルスの影響で一時的に休業しているため、令和3年9月分の売上はありませんが、売上台帳として何を提出すればよいですか。

A 令和3年9月は休業しているため売上がない旨を、上記の売上台帳に記載して提出してください。

Q38 確定申告書の控えに收受日付印がない場合や、e-Taxによる申告の場合で受付日時が印字されていない場合、また、受信通知がない場合はどうすればよいですか。

A  
次のいずれかで代替できます。

- ・税理士の署名押印がある等により税理士が作成したことが分かる確定申告書の控えの写しを提出
- ・青色申告会印が押された確定申告書の控えの写しを提出
- ・確定申告書の控えの写しに、申告に基づき納税（還付）したことが分かるもの（領収書、還付通知書）を添付

- ・確定申告書の控えの写しに、税務署で発行する当該年度の納税証明書（その2 所得金額用）を添付
- ・確定申告書の控えの写しに、税務署で発行する当該年度の課税証明書又は非課税証明書を添付

Q39 確定申告書の控え自体がない場合、どうすればよいですか。

- A 税務署の「申告等閲覧サービス」を利用する方法があります。閲覧時にスマートフォンやデジタルカメラなどを用いて撮影が可能ですので、画像を印刷して提出してください（文字等が読み取れる鮮明な画像を提出してください）。

Q40 青色申告者で所得税青色申告決算書を税務署に提出していますが、月次の事業収入を記載すべきところ、記載していません。提出書類に変更はあるでしょうか。

- A 白色申告者と同じ扱いとなり、売上高を比較する年（令和2年又は令和元年）の1月～12月の月間事業収入が分かる売上台帳、帳面等の写しが必要となります。なお、提出できない場合は省略可能ですが、月間の事業収入は、確定申告書第1表の控えの写しから売上を比較する年の月平均の事業収入を算出したものとします。

Q41 白色申告者の場合、「売上高を比較する年の1月から12月までの期間に係る各月の月間事業収入が分かる売上台帳、帳面等の写し」の提出が必要とされていますが、必ず12か月分の売上台帳等を揃える必要がありますか。

- A 省略可能ですが、この場合、確定申告書から売上高を比較する年の月平均の事業収入を算出することになります。

Q42 個人事業者ですが、確定申告の義務がないことから、市・県民税の申告のみを行っています。何を提出すればよいですか。

- A 確定申告の義務がない場合は、市・県民税の申告書類の控えの写しで代替することができます（收受日付印又は「写」の押印があるもの）。控えをお持ちでない方は市役所住民税課で写しを取得してください。

Q43 市外に本店所在地がある法人ですが、市内に本店所在地がある法人とで提出書類に違いがありますか。

- A 市内で事業活動を行っていることが要件とされていますが、市外に本店所在地がある法人については事業活動の実態が分かりづらいため、お手数ですが「市内に事務所又は事業所を有していることが分かる書類の写し」として、最新の法人市民税申告書の控えの写し<sup>※</sup>の提出をお願いしています。

※最新の法人市民税申告書の控えの写し

- ・收受日付印が押されていること。

- ・ eLTAXの場合は、受付確認通知の写しをあわせて提出
- ・ 申告書がない場合は、納付書の写しで代替可

Q44 振込先口座が当座預金である場合、何を提出すればよいですか。

A 「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行するもの（当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等）の写しをご提出ください。

Q45 ネット銀行等のため銀行口座の通帳がない場合はどうすればいいですか。

A 金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが確認できるもの（インターネットバンキングにおける画面の写し等）を提出してください。

#### ◎その他

Q46 支援金は課税となりますか。

A 課税対象となります。

Q47 不正受給にはどう対応するのでしょうか。

A 申請要件に該当しない事実や不正等が認められた場合は、交付決定を取り消します。この場合、支援金を返還していただきます。

#### ◎特例措置

Q48 令和2年10月に創業したため、令和3年9月の売上と比較する令和2年9月の売上が存在しません。支援金の対象となりますか。【10/15訂正】

A 対象となります。令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間に新規創業した場合、次の特例を適用することができます。

- ・ 創業月の翌月から令和3年8月までの月平均の事業収入と、令和3年9月の事業収入を比べて30%以上減少していること。
- ・ ただし、令和3年8月に創業した場合は、当該月の事業収入と9月の事業収入を比較する。

Q49 令和2年9月以降に飲食店の経営を始めた個人事業者ですが、新規創業者の特例を受ける場合の提出書類に関し、開業届の写しに替えて営業許可証の写しを提出してもよいでしょうか。

A 差し支えありません。

「申請の手引き」6ページに提出書類として次のとおり掲載していますが、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証は③に該当します。

①個人事業の開業・廃業等届出書

(開業日が令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間であること、②、③において同じ)

※收受日付印が押されていること、e-Taxの場合は受信通知の控えの写しが必要

②事業開始等申告書

※收受日付印が押されていること

③上記①及び②以外で開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類

Q50 確定申告で事業収入ではなく、雑所得又は給与所得で申告している個人事業者ですが、支援金の申請はできますか。

A 一定の要件に該当する場合、次の特例を適用することができます。

【要件】

以下の①～⑨すべての要件に該当する方

①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という）を主たる収入として得ていること。

②新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和3年9月の業務委託契約等収入のうち、令和2年又は令和元年（いずれかの年を選択する。以下「基準年」）の9月（以下「基準月」）と比べて30%以上減少した月（以下「対象月」）があること。

③基準年中の業務委託契約等収入が20万円以上であること

④基準年の確定申告において、確定申告書第1表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないか、0円であること。

※事業収入がある場合はこの特例の対象外

⑤基準月以後において被雇用者\*又は被扶養者ではないこと。

※会社等に雇用されている人（サラリーマン、パート、アルバイト、派遣、日雇い労働者等）

⑥事業継続の意思があること。

⑦令和3年8月31日以前から事業を行っている者であって、営業の実態があること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業している場合でも対象となります。

⑧事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

⑨当市の市税を滞納していないこと。

※納付が可能な状況になり次第、納付する旨の誓約がある場合は対象となります。

【提出書類】

①交付申請書兼請求書

- ②営業の実態があることを確認できる書類
- ③所得税の確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し（基準年分）
  - ※ 收受日付印が押されていること
  - ※ e-Taxの場合は受付日時が印字されているか、ない場合は受信通知の控えの写しが必要
- ④基準年の1月から12月までの期間に係る月間業務委託契約等収入が分かるものの写し
  - ※ 売上台帳、帳面等（提出できない場合は省略可能ですが、その場合、基準月の収入は確定申告書第一表から月平均を算出したものとなります。）
- ⑤令和3年9月の月間業務委託契約等収入が分かるものの写し
  - ※ 売上台帳、帳面等
- ⑥業務委託契約等収入があることを示す書類（詳細は次ページのとおり）
- ⑦【関連事業者のみ】令和2年9月から令和3年9月までの間に、八戸市内の1つの取引先飲食店との2回の取引が確認できる書類
- ⑧本人名義の国民健康保険証の写し
  - ※ 有効期限内であり、かつ、資格取得の日が基準年以前のもの
- ⑨本人名義の口座通帳の写し
  - ※ おもて面と通帳を開いた1、2ページの両方
- ⑩【住民登録地が市外の場合のみ】市内に事業所を所有し、又は賃借して営業していることが分かる書類の写し
  - ※ 建物に係る固定資産税納税通知書（明細）の写し、建物の賃貸借契約書の写し（契約者が申請者本人であり、賃貸借契約期間内であるもの）、飲食店の営業許可証（移動販売や臨時営業の営業許可証は不可）の写し等



■⑥業務委託契約等収入があることを示す書類について

下記に定める①から③のうちいずれか2つの書類の写し

※いずれの書類も、令和2年又は元年中に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限る。また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限る。

①基準年の業務委託契約等が存在することを証明する次のいずれかの書類

- ・業務委託契約等の契約書の写し  
(契約者の署名または記名押印のあるもの)  
※契約者とは申請者の業務委託契約等収入に係る業務委託契約等を申請者との間で締結した方
- ・業務委託契約等を締結したことを証する申立書  
(申請者及び契約者の署名又は記名押印のあるもの)

②業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類

- ・支払者の発行する支払調書の写し  
(「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る)
- ・支払者の発行する源泉徴収票の写し  
(「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く)
- ・支払者の発行する支払の明細を示す書類の写し又はこれに相当するもの  
(支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る)

③業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し

- ・申請者本人名義の通帳であることを示す箇所を含むページ
- ・業務委託契約等に係る振込があったことを示す箇所を含むページ  
(支払の日付及び支払者が記載されているもの)  
※業務委託契約等に係る振込があったことを示す箇所を赤鉛筆や蛍光マーカーでわかるようにしてください。

Q51 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した方が申請する場合の特例はありますか。

- A 申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、提出書類の一部が個人事業者として作成されている場合、次の提出書類の特例によることができます。

【提出書類】

- ・ 通常の提出書類（確定申告書に係る部分については、法人化前の個人事業者に係るものとし、その他の提出書類は法人化後の法人に係るものとしします。）
- ・ 履歴事項全部証明書（申請時から過去3か月以内に発行されたもの。法人化後の法人に係るもので、法人の設立年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）
- ・ 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書（收受日付印が押されていること。e-Taxによる提出の場合は受信通知を添付してください。）

【売上減少率の算定方法】

$$\frac{A - B}{A} \times 100$$

A：法人化前の個人事業者に係る令和2年又は元年の9月の月間の事業収入

B：法人化後の法人に係る令和3年9月の月間の事業収入

Q52 事業収入を比較する2つの月の間に法人から個人事業者化した方が申請する場合の特例はありますか。

- A 申請者は個人事業者であるが、事業収入を比較する2つの月の間に法人から個人事業者化したため、提出書類の一部が法人として作成されている場合、次の提出書類の特例によることができます。

【提出書類】

- ・ 通常の提出書類（確定申告書に係る部分については、個人事業者化前の法人に係るものとし、その他の提出書類は個人事業者化後の個人事業者に係るものとしします。）
- ・ 閉鎖事項証明書（申請時から過去3か月以内に発行されたもの。個人事業者化前の法人に係るもので、法人の解散年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）
- ・ 個人事業の開業・廃業等届出書（收受日付印が押されていること。e-Taxによる提出の場合は受信通知を添付してください。）

【売上減少率の算定方法】

$$\frac{A - B}{A} \times 100$$

A：個人事業者化前の法人に係る令和2年又は元年の9月の月間の事業収入

B：法人化後の法人に係る令和3年9月の月間の事業収入

Q53 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継した方が申請する場合の特例はありますか。

A 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継した場合、次の提出書類の特例によることができます。

【提出書類】

- ・ 通常の提出書類（確定申告書に係る部分については、事業承継前の事業者に係るものとし、その他の提出書類は事業承継後の事業者に係るものとし、）
- ・ 事業承継を行ったことが分かる書類として次のいずれかの書類
  - ①履歴事項全部証明書（申請時から過去3か月以内に発行されたもの）
  - ②個人事業の開業・廃業等届出書（収受日付印が押されていること。e-Taxによる提出の場合は受信通知を添付してください。）

【売上減少率の算定方法】

$$\frac{A - B}{A} \times 100$$

A：令和2年又は元年の9月における事業承継前の事業者の月間の事業収入

B：令和3年9月における事業承継後の事業者の月間の事業収入

Q54 特定非営利活動法人又は公益法人等が申請する場合の特例はありますか。

A 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人をいう。）が申請する場合、次に掲げる提出書類の特例によることができます。

【提出書類】

- ・ 令和2年又は元年の9月をその期間に含む事業年度に係る年間の事業収入が確認できるもの（例えば、特定非営利活動法人にあっては活動計算書、学校法人にあっては事業活動収支計算書、社会福祉法人にあっては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人にあっては正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務付けられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するもの）
- ・ 令和2年又は元年の9月及び令和3年9月の月間の事業収入が確認できるもの
- ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 履歴事項全部証明書（申請時から過去3か月以内に発行されたもの）

【売上減少率の算定方法】

$$\frac{A - B}{A} \times 100$$

A：基準月の月間の事業収入

B：対象月の月間の事業収入

※A及びBの事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。